

○東京藝術大学建設コンサルタント選定委員会要項

〔平成24年2月7日〕
〔学長裁定〕

改正 平成25年10月24日 平成27年5月14日
令和5年10月26日

(設置)

第1 東京藝術大学(以下「本学」という。)における建設工事に係る設計・コンサルティング業務を公正かつ厳正に実施するため、本学に建設コンサルタント選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 技術提案書を特定するための評価基準の作成
- (2) 技術提案書の提出を求める者の選定
- (3) 技術提案書の特定

2 前項第3号の技術提案書の特定については、必要に応じて、提案者にヒアリングを実施するものとする。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画総務課長
- (2) 財務会計課長
- (3) 施設課長

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、財務会計課長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年2月7日から施行し、平成24年2月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。